

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	工業専用地域等における施行管理方針の確認の取り消し
概要	大阪府生活環境の保全に関する条例では、形質変更時要届出管理区域において土地の形質変更を行う際はその14日前に届出が必要ですが、工業専用地域に位置する自然由来等要届出管理区域など一定の要件に該当する土地の場合はあらかじめ市長に施行管理方針の確認を受けることで、当該届出が不要になります。一方で施行規則第48条の55の8各号のいずれかに該当するに至った場合は市長は施行管理方針の確認を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全に関する条例第81条の13第1項、第4項、第111条第4項第3号 大阪府生活環境の保全に関する条例施行規則第48条の52の3、第48条の52の4、第48条の52の5、第48条の55の8
処分基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の55の8 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第81条の13第1項第1号の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 施行管理方針が第48条の52の3の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>二 施行管理方針の確認に係る土地が第48条の52の4及び第48条の52の5に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>三 土地の形質の変更をした者が条例第81条の13第4項の届出を行わなかったとき。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の52の3の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行管理方針の確認に係る土地を汚染状態等に応じて区分し、土地の形質の変更の際はそれぞれの区分に応じた施行方法により実施すること</li> <li>・土地の形質の変更の管理に関する方針の基準を遵守すること</li> </ul> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第48条の52の4の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行管理方針の確認に係る土地が自然由来管理特例区域又は埋立地特例管理区域に該当すること など</li> </ul> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の52の5の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行管理方針の確認に係る土地が工業専用地域等に該当し、当該土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと</li> </ul> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第4項の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行管理方針の確認を受けた土地で土地の形質の変更を行った場合は、1年毎にその内容を市長に届出する必要があります。</li> </ul>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	